

**平成29年4月から「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴い
幼稚園の利用を希望する際の手続きや保育料の仕組みが変わります**

子どもの幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」を平成29年4月より三条市の私立幼稚園でもスタート致します。

【主な変更点】

1 認定について

これまでの「幼稚園就園奨励費」制度に代わり、各園児が「施設型給付費」の支援対象となるため、三条市に対し、支給認定申請を行い、認定を受けて頂きます。

対象は、現時点で満3歳以上のお子さん（年長児を除く）及び平成29年4月1日時点において満3歳児になるお子さんです。

《3つの認定区分》

認定区分	1号認定 〈教育標準時間認定〉	2号認定 〈保育認定〉	3号認定 〈保育認定〉
対象となる お子さん	満3歳以上で幼児期の学校教育の提供を受ける方	満3歳以上で保護者の就労等により保育を必要とする方	満3歳未満で保護者の就労等により保育を必要とする方
利用できる 施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園等	保育所、認定こども園等

※現在、2歳児で通園し来年度の途中で満3歳児となる場合、その時点で対象児に切り替わります。5をご覧ください。

2 認定の手続き ～教育標準時間認定（1号認定）の申請が必要になります～

幼稚園の入園申込書と同時に「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」の支給認定申請をします。

幼稚園から「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」の書類をもらい記入・押印後、幼稚園に提出して下さい。（その後幼稚園から三条市へ提出致します）

3 保育料（利用者負担）について

（1）保育料の決定

保護者の市民税額に応じて三条市が定める保育料（利用者負担）を幼稚園に納入します。（※幼稚園就園奨励費制度は無くなります）

保育料は、保護者の同意のもと、お子さんと生計を1つにする父母等の市民税（所得割額）の課税情報を三条市が調査し、その合計額により算定された額で決定します。

尚、市民税額は6月に決定することから、保育料の切り替え時期は毎年9月になります。

《平成29年度の場合》

時期	保育料の算定基準	決定及び通知時期
4月から8月の保育料	平成28年度の市民税額（平成27年度所得分）	4月中旬頃
9月から3月の保育料	平成29年度の市民税額（平成28年度所得分）	9月中旬頃

(2) 保育料

下表の月額保育料の他に、当幼稚園では、施設協力費・給食費等、実費上乘せ分として徴収します。下の4をご覧ください。

各月初日の1号認定となる入園児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）
階層区分	定義	1号認定(満3歳以上児) 教育標準時間認定
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯及び所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	0円
第3階層	市民税所得割課税額が77,100円以下	7,400円 (3,700円)
第4階層	市民税所得割課税額が211,200円以下	11,800円 (5,900円)
第5階層	市民税所得割課税額が211,200円以上	17,000円 (8,500円)

(3) きょうだいの減免

小学校3年以下mp範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

(※世帯の状況や階層区分に応じ、多子軽減が適用されます)

4 保育料の他に

(1) 教育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

項目	金額
施設協力費	1,000円（月額）

(2) 教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	金額
冷暖房費	6,000円（年額）
教材費	1,200円（月額）
給食費	4,400円（月額）
SIあそび教材費	680円（年7回）
英語教室	200円（月額）
母の会費	400円（月額）



その他、毎月諸経費にて、月刊絵本・通園バス利用費（往復：3,200円、片道：1,800円）・制服、体操着代・園外保育に係る費用など実費で徴収させていただきます。

5 2歳児保育料について

2歳児は施設型給付費の新制度には、該当していません。よって2歳児の段階では下記の金額をお納め頂きます。

尚、満3歳になる2ヶ月前位に「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を園から書類をもらい、記入・押印後、幼稚園に提出して下さい。（その後幼稚園から三条市へ提出致します）

保育料	17,000円	
満3歳児割増保育料	4,000円	
施設協力費	1,000円	
冷暖房費	500円	
教材費	1,200円	計 28,700円
給食費	4,400円	
英語教室	200円	三条信用金庫、ゆうちょ銀行
母の会費	400円	のどちらかで、毎月10日に 引き落としとなります。

その他、毎月諸経費にて、月刊絵本・通園バス利用費（往復：3,200円、片道：1,800円）・制服、体操着代・園外保育に係る費用など実費で徴収させていただきます。

